

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 9 月 28 日

株式会社光響
(Kokyo, Inc.)

代表取締役 C E O 住村 和彦

京都府京都市伏見区竹田西段川原町 1 3 1 番

OFFICE (070)6505-5557 (代表)

取締役 C F O 松永 啓吾

フィリップ・キャピタル証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都港区虎ノ門一丁目 2 3 番 1 号
虎ノ門ヒルズ 森タワー

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社光響

<https://www.symphotony.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第18期 中間連結会計期間	第19期 中間連結会計期間	第18期 連結会計年度
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	1,060,813	1,655,957	2,232,617
経常利益 (千円)	34,546	105,384	78,115
親会社株主に帰属する中間（当期） 純利益 (千円)	11,233	68,748	42,188
中間包括利益又は包括利益 (千円)	11,283	70,873	42,463
純資産額 (千円)	429,474	531,527	460,653
総資産額 (千円)	1,227,893	1,226,973	1,528,062
1株当たり純資産額 (円)	1,431.58	1,771.76	1,535.51
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	37.45	229.16	140.63
潜在株式調整後1株当たり中間（当期） 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.0	43.3	30.15
自己資本利益率 (%)	2.62	13.86	9.16
株価収益率 (倍)	45.4	7.4	12.1
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	125,433	276,814	50,535
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△263,296	22,053	△277,710
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	406,200	△383,320	572,400
現金及び現金同等物の中間期末（期末） 残高 (千円)	411,548	408,765	490,807
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） (名)	30 (26)	42 (29)	34 (26)

（注）1. 第18期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第18期中間連結会計期間及び第18期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む主要な事業について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）
42（29）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）
41（25）

当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

2026年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
商社事業	6（9）
メーカー事業	23（9）
その他	12（7）
合計	41（25）

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、原材料価格、エネルギー価格、物流費及び人件費の上昇が企業収益を圧迫する状況が続いたほか、海外経済の減速懸念や地政学的リスクの長期化などにより、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが属する光・レーザー関連市場におきましては、先端半導体、量子コンピューター、核融合及び宇宙関連など、光技術・レーザー技術の活用が見込まれる領域での研究開発活動が活発化しており、これらに伴う設備投資や研究開発投資は底堅く推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、事業規模の拡大及び収益力の強化に取り組んでまいりました。人材の採用・育成を通じた事業基盤の整備を進めるとともに、ウェブマーケティングの強化及び展示会への積極的な出展を通じて、新規顧客の開拓並びに販売活動の強化に努めました。

以上のような背景のもと、当中間連結会計期間における売上高は1,655,957千円（前年同期比56.1%増）、営業利益は105,885千円（前年同期比207.4%増）、経常利益は105,384千円（前年同期比205.1%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は68,748千円（前年同期比512.0%増）となりました。

なお、当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ82,041千円減少し、408,765千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は276,814千円（前年同期は125,433千円の獲得）となりました。

これは主として、税金等調整前中間純利益106,035千円、減価償却費19,121千円、売上債権の減少額121,907千円、棚卸資産の減少額29,951千円、前渡金の減少額24,355千円、仕入債務の減少額20,191千円、未払又は未収消費税等の増減額26,737千円、契約負債の減少額27,360千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は22,053千円（前年同期は263,296千円の使用）となりました。

これは主として、定期預金の払戻しによる収入30,000千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は383,320千円（前年同期は406,200千円の獲得）となりました。これは、短期借入金の純減少額350,000千円、長期借入金の返済による支出33,320千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
メーカー事業	304,191	170.5
合計	304,191	170.5

（注）金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高 （千円）	前年同期比 （％）	受注残高 （千円）	前年同期比 （％）
商社事業	1,292,146	190.4	357,984	256.0
メーカー事業	562,619	177.8	42,931	77.9
その他（注）	7,175	129.0	—	—
合計	1,861,941	186.1	400,915	205.7

（注）レーザーに関するセミナーの受注高等を計上しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	1,073,999	158.1
メーカー事業	574,782	152.9
その他（注） 1.	7,175	129.0
合計	1,655,957	156.1

（注） 1. レーザーに関するセミナーの売上高等を計上しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月27日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ・キャピタル証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 27 日にフィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合

(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- (5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併につ

いて株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれがありと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主

要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ当該契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、お客様に価値を提供できるレーザー加工機の開発、差別化に必要な技術の開発に取り組んでおります。こうした活動を通して、当中間連結会計期間の研究開発費は340千円となりました。なお、当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ297,934千円減少し、927,651千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少112,041千円、売掛金の減少119,484千円及び仕掛品の減少58,089千円によるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ3,154千円減少し、299,321千円となりました。これは主に、のれんの減少7,815千円によるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ339,345千円減少し、415,522千円となりました。これは主に、短期借入金の減少350,000千円によるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ32,616千円減少し、279,924千円となりました。これは主に、長期借入金の減少33,320千円によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ70,873千円増加し、531,527千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益68,748千円の計上等によるものであります。

(2) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

①当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について変更があったのは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
株式会社光響	本社及び第1 ラボ (京都市伏見区)	レーザー加工機	48,000	—	自己資金	2026.6	2026.12

(注) 1. 完成後の増加能力については算定が困難なため記載しておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 投資計画の見直しを行い、着手年月及び完了予定年月を変更しております。

②当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	300,000	—	15,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リビレ	京都市左京区一乗寺中ノ田町77番地	210,000	70.00
住村 真梨	京都市左京区	59,900	19.97
住村 和彦	京都市左京区	30,000	10.00
有限会社ティ・エス・ディ	大阪府茨木市新堂1丁目8番6号	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2．2026年 1 月から2026年 6 月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日後、当中間発行者情報公表日までに役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	520,807	408,765
売掛金	268,550	149,066
電子記録債権	14,330	11,907
商品及び製品	125,411	130,072
仕掛品	91,011	32,922
原材料及び貯蔵品	77,963	94,616
その他	127,510	100,300
流動資産合計	1,225,586	927,651
固定資産		
有形固定資産	181,549	180,149
無形固定資産		
のれん	63,823	56,008
その他	13,967	13,307
無形固定資産合計	77,791	69,315
投資その他の資産		
その他	43,244	49,965
貸倒引当金	△108	△108
投資その他の資産合計	43,135	49,856
固定資産合計	302,476	299,321
資産合計	1,528,062	1,226,973

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	158,161	137,969
短期借入金	※ 400,000	※ 50,000
未払法人税等	10,650	41,631
賞与引当金	16,455	16,797
その他	169,600	169,123
流動負債合計	754,868	415,522
固定負債		
長期借入金	295,280	261,960
資産除去債務	12,770	12,893
その他	4,490	5,071
固定負債合計	312,541	279,924
負債合計	1,067,409	695,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
利益剰余金	444,993	513,741
株主資本合計	459,993	528,741
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	660	2,785
その他の包括利益累計額合計	660	2,785
純資産合計	460,653	531,527
負債純資産合計	1,528,062	1,226,973

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,060,813	1,655,957
売上原価	734,151	1,194,326
売上総利益	326,661	461,631
販売費及び一般管理費	※ 292,216	※ 355,746
営業利益	34,445	105,885
営業外収益		
受取利息	168	418
受取配当金	31	32
為替差益	1,610	1,162
助成金収入	—	1,000
その他	568	387
営業外収益合計	2,379	3,000
営業外費用		
支払利息	2,146	3,500
その他	132	—
営業外費用合計	2,278	3,500
経常利益	34,546	105,384
特別利益		
固定資産売却益	—	650
特別利益合計	—	650
特別損失		
固定資産除却損	607	—
投資有価証券評価損	53	—
特別損失合計	660	—
税金等調整前中間純利益	33,885	106,035
法人税、住民税及び事業税	18,373	41,603
法人税等調整額	4,278	△4,316
法人税等合計	22,651	37,287
中間純利益	11,233	68,748
親会社株主に帰属する中間純利益	11,233	68,748

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	11,233	68,748
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50	2,125
その他の包括利益合計	50	2,125
中間包括利益	11,283	70,873
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	11,283	70,873

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	33,885	106,035
減価償却費	18,947	19,121
のれん償却額	6,512	7,815
長期前払費用償却額	300	509
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,685	341
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	108	—
受取利息及び受取配当金	△200	△450
助成金収入	—	△1,000
為替差損益 (△は益)	2,071	△2,409
支払利息	2,146	3,500
固定資産売却益	—	△650
固定資産除却損	607	—
投資有価証券評価損	53	—
売上債権の増減額 (△は増加)	91,936	121,907
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△34,255	29,951
前渡金の増減額 (△は増加)	60,457	24,355
未収入金の増減額 (△は増加)	45,975	4,369
仕入債務の増減額 (△は減少)	△36,679	△20,191
未払金の増減額 (△は減少)	63	△3,839
未払又は未収消費税等の増減額	△4,689	26,737
契約負債の増減額 (△は減少)	△15,440	△27,360
その他 (△は減少)	△10,606	89
小計	153,508	288,830
利息及び配当金の受取額	183	547
利息の支払額	△2,457	△3,494
補助金の受取額	—	554
助成金の受取額	—	1,000
法人税等の支払額	△25,801	△10,622
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,433	276,814
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	30,000
有形固定資産の取得による支出	△10,438	△8,729
有形固定資産の売却による収入	—	1,195
無形固定資産の取得による支出	△2,095	△411
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△239,563	—
保証金の差入による支出	△11,200	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△263,296	22,053
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000	△350,000
長期借入れによる収入	400,000	—
長期借入金の返済による支出	△23,800	△33,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	406,200	△383,320
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,071	2,409
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	266,265	△82,041
現金及び現金同等物の期首残高	145,283	490,807
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 411,548	※ 408,765

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越極度額の総額	600,000千円	730,000千円
借入実行残高	400,000	50,000
差引額	200,000	680,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	29,457千円	34,686千円
給料及び手当	91,114	117,845
賞与引当金繰入額	16,444	22,277
貸倒引当金繰入額	108	—
支払手数料	31,985	7,495

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	447,611千円	408,765千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△36,062	—
現金及び現金同等物	411,548	408,765

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025 年 1 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 1 月 30 日付で、連結子会社である日本マイクロ光器株式会社の株式を取得いたしました。この結果、当中間連結会計期間において利益剰余金が 26,975 千円減少し、当中間連結会計期間末において利益剰余金が 414,039 千円となっております。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	679,322	375,926	5,564	1,060,813
外部顧客への売上高	679,322	375,926	5,564	1,060,813

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,073,999	574,782	7,175	1,655,957
外部顧客への売上高	1,073,999	574,782	7,175	1,655,957

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	37.45 円	229.16 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,233	68,748
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益 (千円)	11,233	68,748
普通株式の期中平均株式数 (株)	300,000	300,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 9 月 28 日

株式会社 光響
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 永 憲 秀
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 王 知 行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光響の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光響及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。